

国民健康保険被保険者証の更新について

平成30年4月1日からの新しい保険証は、3月22日から広野町の住所地に郵送しております。保険証は、簡易書留で郵送しますので、届きましたら保険証の記載事項をご確認ください。

また、有効期限の切れた保険証は健康福祉課にて回収しますので、役場にお立ち寄りの際はご返却をお願いします。

転勤などで転入・転出する際には、国民健康保険の資格取得や脱退の「届出」が必要です。健康福祉課で忘れずに手続きをお願いします。

手続きには、印鑑、被保険者証、個人番号（マイナンバー）または本人確認書類（運転免許証）が必要です。

行政通知の送付について

行政通知（納税通知書、保険証、免除証明書、選挙投票所入場券など）は、平成29年7月以降、原則として住民票のある住所に郵送しています。

そのため、住民票がある住所以外にお住まいの方は、必ず郵便局へ転送届を提出していただく必要があります。行政通知は町民の皆さんにとって大事な

お知らせです。転送期間（届出日から1年間）が終了していないか再度ご確認ください。

問 各担当課

道路に泥を落とさないように注意しましょう

トラクターなどを使用した農作業後に、田や畑から公道に出る際には、泥を落としてから走行するようお願いいたします。

車道や歩道に落ちた泥のかたまりは、自動車だけでなくバイク、自転車、歩行者などの通行の妨げになり大変危険です。

やむを得ず道路を汚した場合は、速やかに清掃をお願いします。

交通安全と環境美化のため、ご協力をお願いします。

問 産業振興課・農業委員会 ☎0240-27-4163

「電波利用環境保護周知啓発強化期間」について

6月1日～10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

電波は航空機や船舶、警察、消防、救急用など、私たちの生活の安心・安全の確保に使われています。

不法電波は、こんな大切な通信を妨害して私たちの生活や人命の安全を脅かします。

電波の混信・妨害についてのお問い合わせは 総務省東北総合通信局相談窓口☎022-221-0641まで。

問 東北総合通信局

電波管理部電波利用環境課  
☎022-221-0677 FAX022-221-6318

建設課からのお願い

当課では、下水道事業を担当しており町民の皆さまのご理解のもと生活排水を適性に処理し河川に放流することで、町河川の水質保全に努めております。

最近、家庭から排水される生活排水のなかに衣類やオムツ、灯油などが混入し処理場施設の故障の一因となっており、維持管理に支障を来しています。

町民の皆さまにおかれましては、今まで以上にご協力いただき、家庭からの排水物への注意をお願いします。

浄化槽をお使いの皆さまへの大切なお知らせ

浄化槽管理者（使用者）には、守らなければならないルールがあります。

以下のことに留意して、適切な維持管理に努めましょう。

●浄化槽の保守点検

浄化槽を運転するには定期的な点検が必要となりますので、保守点検業者に委託し点検を実施しましょう。なお、保守点検業者がわからない場合は、広野町役場建設課へお問い合わせください。

●浄化槽の清掃

浄化槽は定期的に汚泥の汲み取りをしなければなりません。その回数は法で定められており、年一回以上実施することとなっています。なお、清掃の業者は許可を受けた業者で、広野町の場合は公揚環境事業有限会社になります。

●法定検査

浄化槽の運転状況を確認するため浄化槽法に基づく検査を受けなければなりません。

・浄化槽を設置して3ヶ月を経過し5ヶ月以内に行う「7条検査」

・年一回、定期的に行う「11条検査」

これらの検査は、県知事の指定機関である「公益社団法人福島県浄化槽協会」が実施します。

検査の申込につきましては、福島県浄化槽協会にお問い合わせください。

問 建設課 都市計画係 ☎0240-27-4161  
公揚環境事業有限会社 ☎0240-25-5135  
(公社) 福島県浄化槽協会 浄化槽検査委員会  
いわき支所 ☎0246-23-1700

祝日・休日の家庭ごみの受入日

下記の日程で家庭ごみの受入れを南部衛生センターにおいて行います。

受入れ時間は、午前8時30分から午前11時30分までです。

受入日	曜日	祝日等名
4月30日	月	休日
5月3日	木	こどもの日
6月17日	日	
7月16日	月	海の日
8月19日	日	
9月17日	月	敬老の日
10月8日	月	体育の日
11月23日	金	勤労感謝の日
12月24日	月	休日
1月14日	月	成人の日
2月11日	月	建国記念日
3月21日	木	春分の日

◎注意事項

※事業者のごみの搬入はできません。

※ごみを受入れる際、窓口で広野町、楡葉町、川内村、浪江町、葛尾村に住所を有することが確認できる書類（免許証、公共料金の明細書、その他各町村が発行する証明書など）の提示が必要です。

※浪江町については、帰還困難区域に該当する住民のごみは搬入できません。

問 南部衛生センター 総務係  
☎0240-25-4609 FAX0240-25-4778  
E-mail : nanbu@futaba-koiki.jp